

依頼人	室長	スタッフ	担当者	印
●	●	●	●	●

熱海土木から、下記した防災工事の計画書が提出されたので、承認を
 報告が来たので、変更し、

熱土第 号
 平成 15 年 月 日

静岡県熱海土木事務所長 印

都市計画法第 81 条第 1 項の規定に基づく命令に係る防災工事について

貴社から提出された、下記の命令に基づく防災工事承認申請について、下記の条件を附して承認します。

記

1. 命令内容等

文書番号等	命令の対象となった区域	命令内容
平成 15 年 2 月 21 日付け 熱土第 72-21 号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ 字水立	熱海市伊豆山字嶽ヶ 字水立 における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
平成 15 年 2 月 28 日付け 熱土第 72-22 号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ 字水立	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 17 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

2. 承認に附す条件

- (1) 防災工事実施の箇所は自己所有地のみとすること。
他者の所有地については、すみやかに土地所有者から工事施行の同意書を取得し、同意書添付の上、防災措置のための工事の計画書を熱海土木事務所へ提出し、承認を受けた後に施行すること。
- (2) 工事の着手に当たっては着手届を提出すること（様式自由）。
- (3) 工事完了後はすみやかに工事完了届（様式自由）を提出し、熱海土木事務所の検査を受けること。
- (4) 開発行為の工事に準じ、工事の施行状況を示す写真及び図書を整備すること。
- (5) 都市計画法第 82 条第 1 項の規定に基づき、工事の実施中に立入検査を実施することがある。

担 当 都 市 計 画 課
 電 話 番 号 0557-82-9186
 F A X 0557-82-9110